

【所管事務の調査（報告）】

水道料金制度等のあり方の検討について

上 下 水 道 局

# はじめに

---

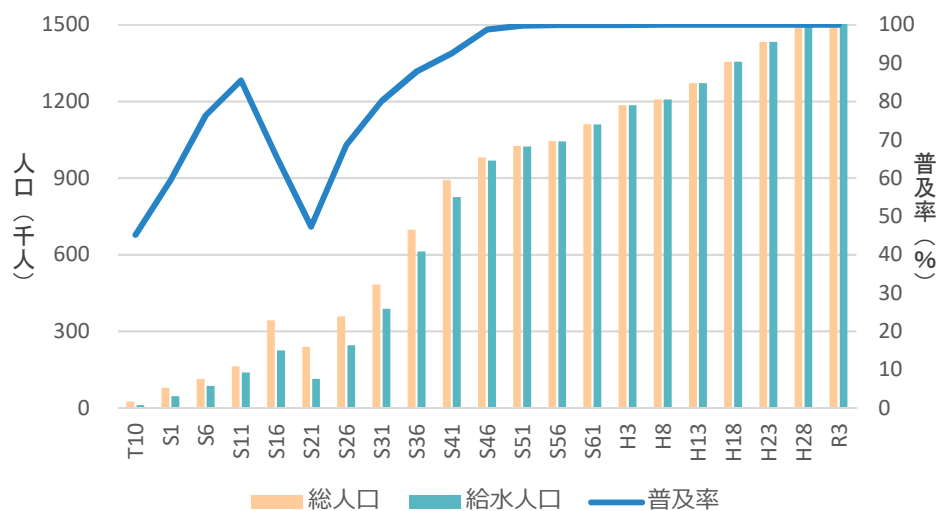
本日の説明内容は次のとおりです

- 1 料金制度等の改革の必要性
- 2 事業環境の変化
- 3 現在の財政シミュレーション
- 4 経営審議委員会への諮問
- 5 今後のスケジュール

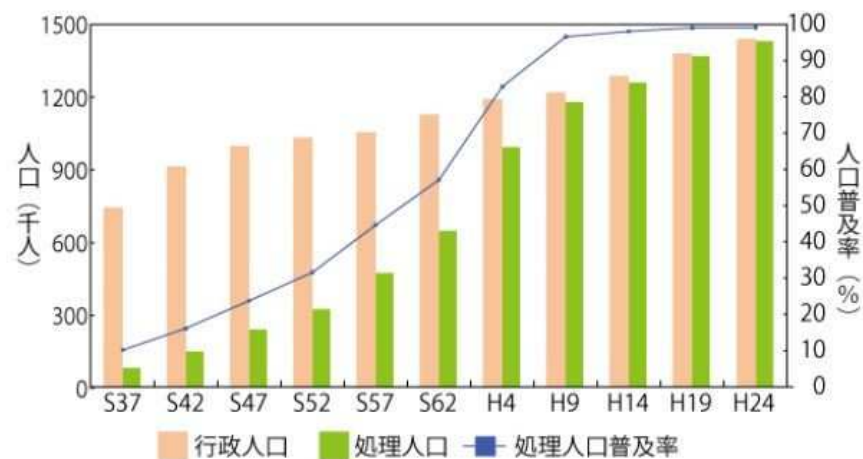
# 1 料金制度等の改革の必要性

上下水道局では、水道・下水道の普及を進め、本市の発展に寄与してきました

### 水道の普及率



### 汚水の処理人口普及率



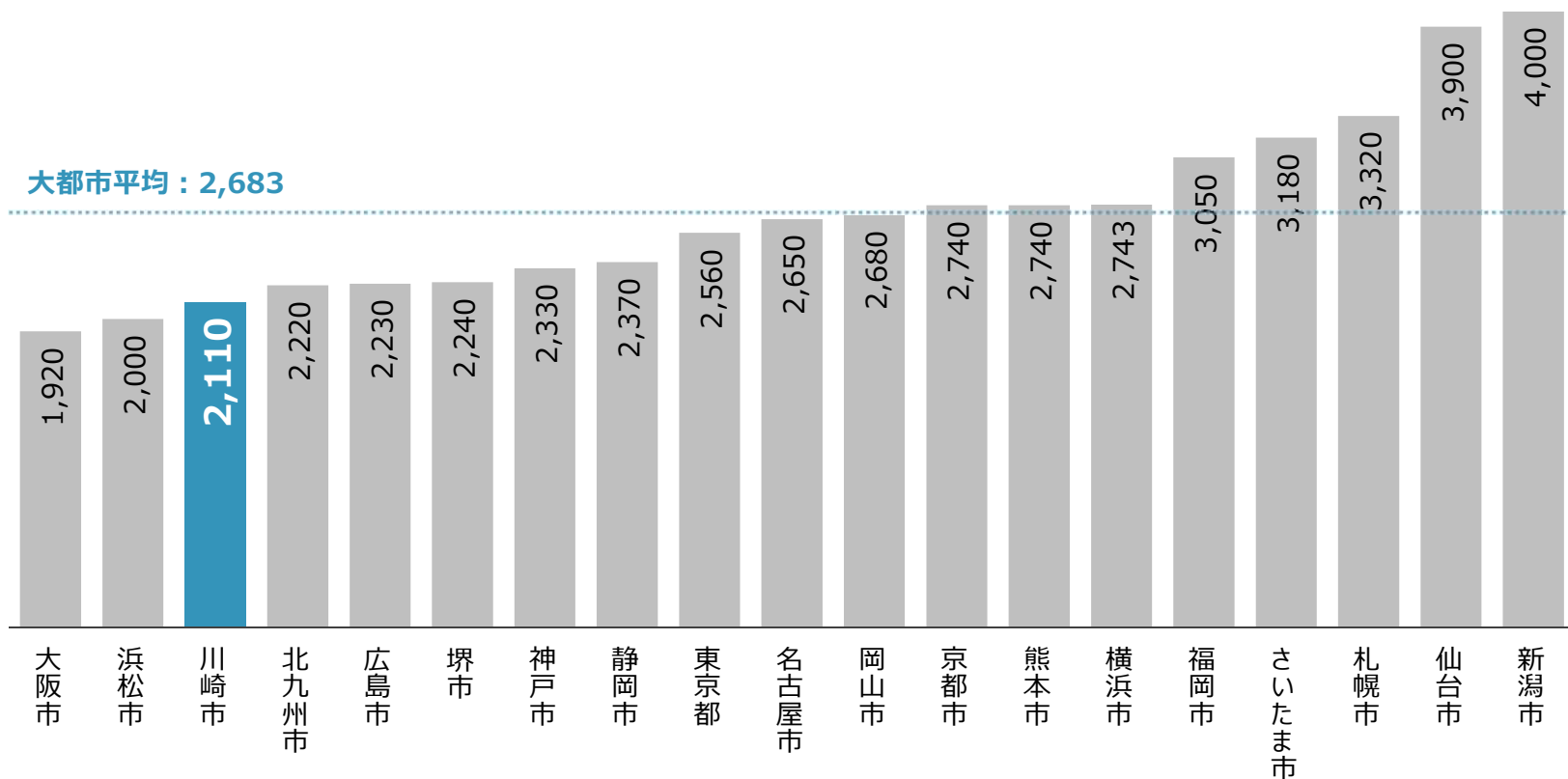
普及率は、**ほぼ100%**に到達

# 1 料金制度等の改革の必要性

本市の小口向けの水道料金は、大都市と比較して安い水準を維持しています

●大都市水道料金比較（20m<sup>3</sup>/月使用時）

（円・税抜）



大都市平均：2,683

（注）川崎市上下水道局調べ（R6.3時点）

政令指定都市および東京都との比較（千葉市と相模原市は大部分が県営水道のため除く）

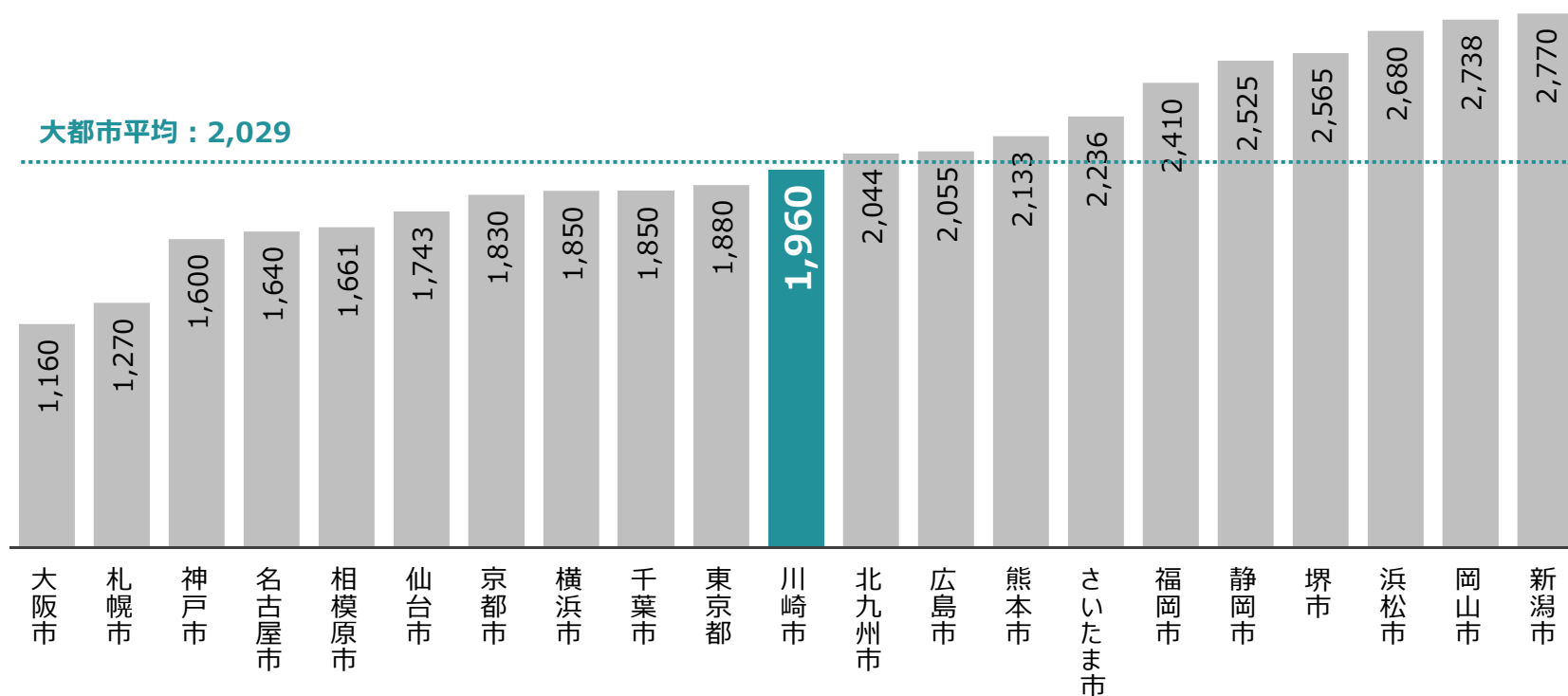
口径別料金体系の都市については、口径20mmの料金を適用

# 1 料金制度等の改革の必要性

本市の小口向けの下水道使用料は、大都市と比較して中位程度の水準を維持しています

●大都市下水道使用料比較（20m<sup>3</sup>/月使用時）

（円・税抜）

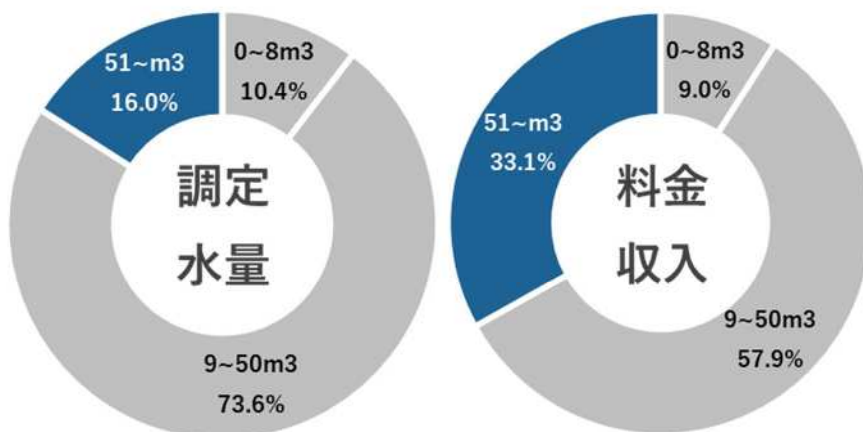


（注）川崎市上下水道局調べ（R6.3時点）  
政令指定都市および東京都との比較

# 1 料金制度等の改革の必要性

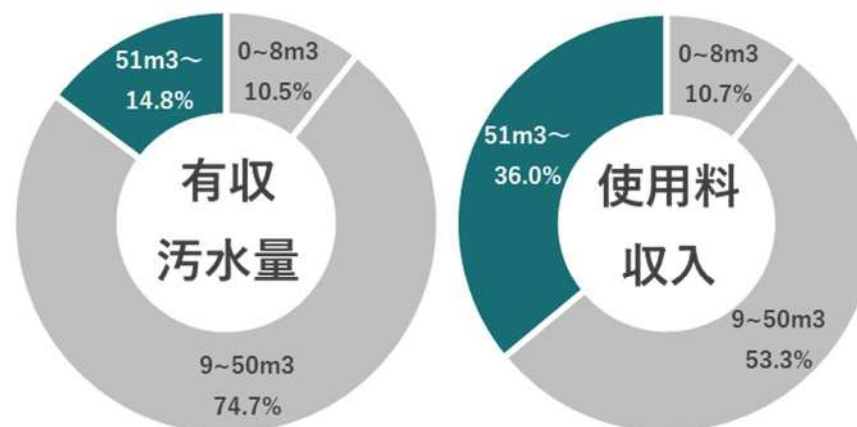
料金収入は、大口の需要者によって支えられてきた側面があります

水道 (R4)



調定水量の構成比では、大口は16%  
料金収入の構成比では、大口は**33%**

下水道 (R4)

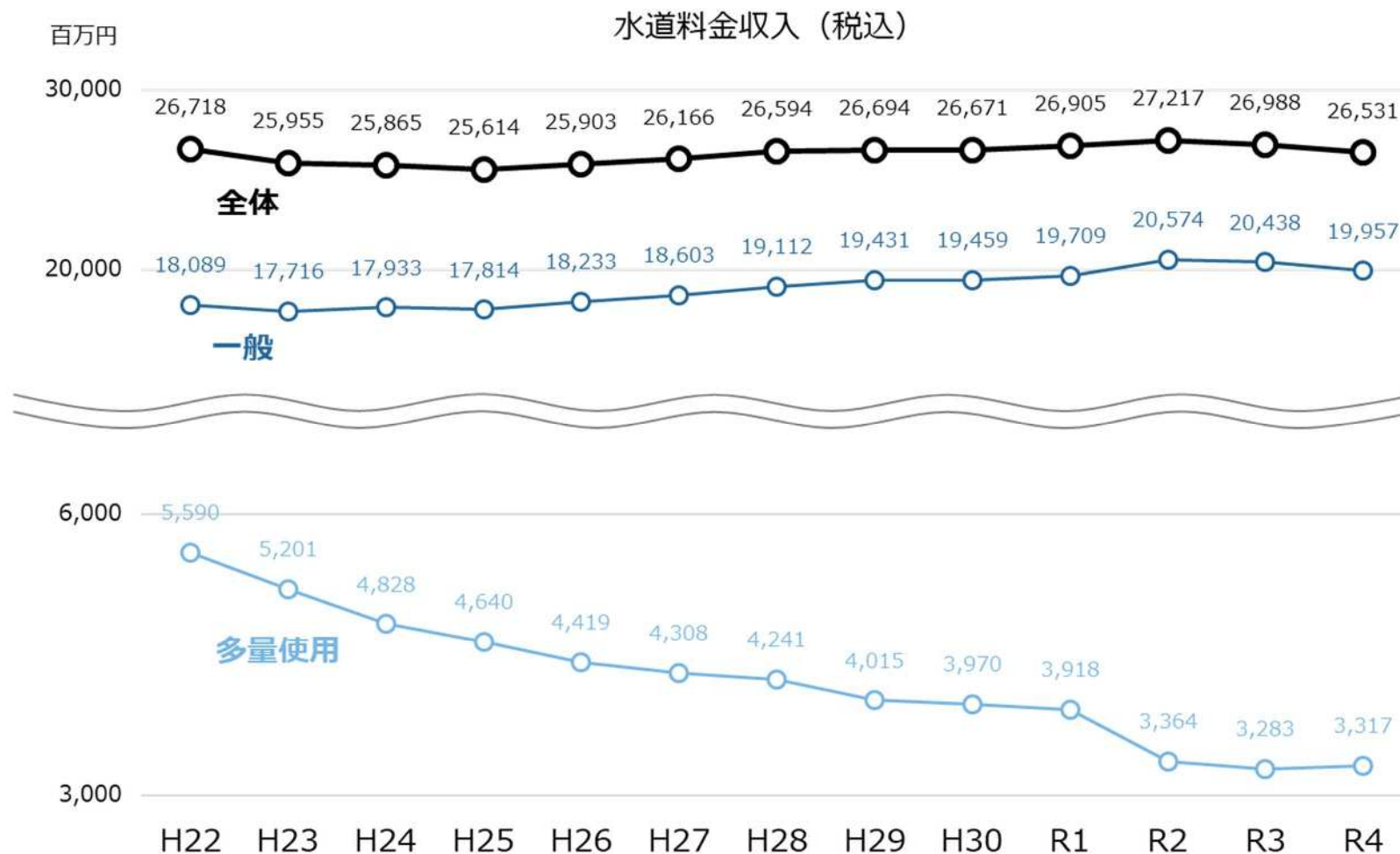


有収汚水量の構成比では、大口は15%  
使用料収入の構成比では、大口は**36%**

(1月あたり51m3以上を「大口」と分類)

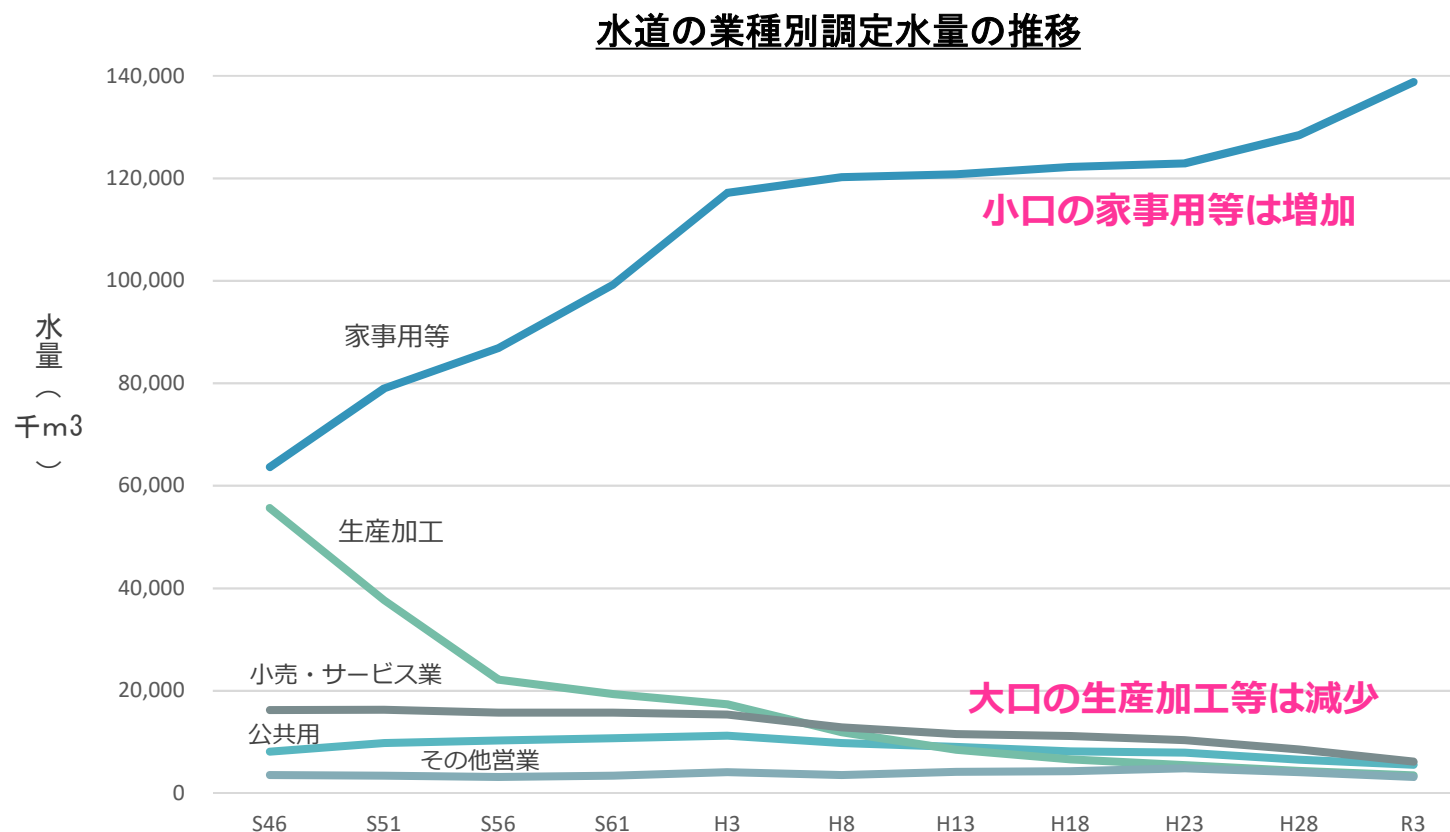
# 1 料金制度等の改革の必要性

本市の水道料金収入は、横ばいから微減傾向にあり、大口（多量使用者）からの収入は減少しています（下水道使用料収入も同様）



# 1 料金制度等の改革の必要性

産業構造の変化や回収水の再利用などによって、大口の需要は減少しており、水需要の構造に変化が生じています



小口の家事用等は増加

大口の生産加工等は減少

現在の料金・使用料制度を見直す時期に来ている



# 1 料金制度等の改革の必要性

これまでは、**大口（多量使用者）の負担を増やす**ことなどで、**小口（少量使用者）の負担軽減**をはじめ、低廉な料金制度を維持してきました

## これまでの考え

### 公衆衛生の向上

- 水道・下水道の普及率を向上させて公衆衛生の向上を図るため、一般家庭等の少量使用者の料金・使用料を低廉化

（関係する制度）

基本水量制 など

### 大口による負担

- 高度経済成長期にかけて水需要が急増したことから、施設能力を考慮して大口（多量使用者）の負担を増やすことで需要を抑制
- 大口の負担を増やすことで、小口（少量使用者）の負担軽減をはじめ、低廉な料金制度を維持

（関係する制度）

逦増型料金体系、累進使用料体系、上水受水 など

### 料金以外の収入

- 水道事業では、料金以外の収入を確保することで料金を低廉化

（関係する制度）

水道利用加入金 など

# 1 料金制度等の改革の必要性

安定した事業運営に向けて、他都市の制度も検証し、利用実態と収支構造のバランスを踏まえた制度導入の検討が必要です

## 水道料金・下水道使用料に関わる制度等

### 水道料金

- ① 用途別料金体系
- ② 基本水量制
- ③ 逦増型料金体系
- ④ 二部料金制
- ⑤ 水道利用加入金

### 下水道使用料

- ⑥ 用途別使用料体系
- ⑦ 基本水量制
- ⑧ 累進使用料体系
- ⑨ 二部使用料制

# 1 料金制度等の改革の必要性

## ①用途別料金体系

## ⑥用途別使用料体系

### 本市の水道料金

(税抜)

用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
専用給水装置	8m <sup>3</sup> まで 530円	水量段階に応じ 95円~357円
公衆浴場用	8m <sup>3</sup> まで 530円	46円
共用給水装置	1戸5m <sup>3</sup> まで 260円	46円

### 本市の下水道使用料

(税抜)

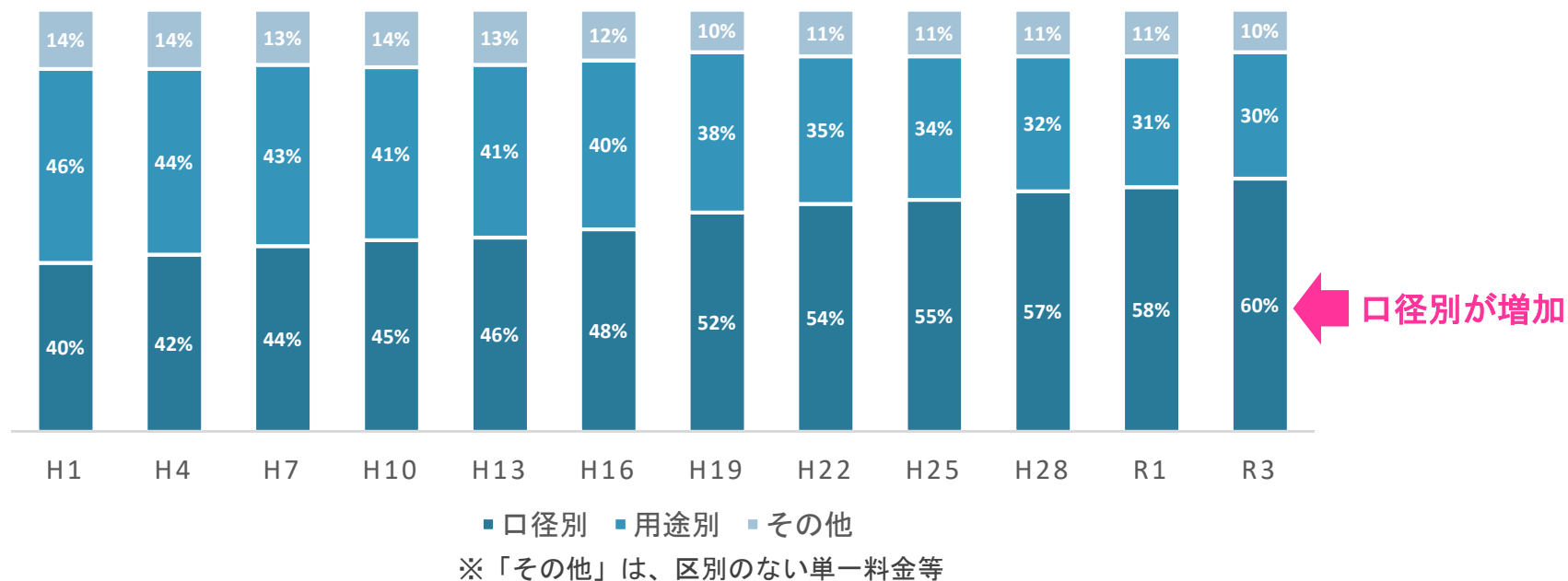
種別	基本額	超過額 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般汚水	8m <sup>3</sup> まで 660円	水量段階に応じ 10円~475円
公衆浴場汚水	10m <sup>3</sup> まで 110円	11円
共用汚水	1戸5m <sup>3</sup> まで 60円	12円

- 社会政策的な配慮から用途別の料金体系を採用してきたものの、用途が違うだけで料金に差が出ることから、**受益者負担の観点で課題**がある

# 1 料金制度等の改革の必要性

## ①用途別料金体系

全国水道事業者の料金体系の採用状況



水道メータの口径に応じて料金格差を設ける口径別料金体系の採用が増加している

# 1 料金制度等の改革の必要性

## ②基本水量制

## ⑦基本水量制

政令市等の基本水量の設定状況

(R6. 3時点)

	0 m <sup>3</sup>			5 m <sup>3</sup>	6 m <sup>3</sup>	8 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup>
水道	仙台市 横浜市 新潟市 静岡市 浜松市	大阪市 堺市 岡山市 広島市 北九州市	福岡市 熊本市	東京都 京都市	名古屋市	さいたま市 川崎市	札幌市 神戸市
下水	さいたま市 千葉市 静岡市 浜松市 堺市	岡山市 福岡市 熊本市	京都市 神戸市	広島市	東京都 川崎市 横浜市 相模原市	札幌市 仙台市 新潟市 名古屋市 大阪市 北九州市	

- 公衆衛生上の配慮から、一定水量内の料金を低廉かつ定額とし、上下水道の使用を促してきた
- 普及率がほぼ100%に達し、公衆衛生の向上が図られた現在では、**その役割を終えている**と考えられる
- 基本水量以内の利用者（全体の4割弱）にとっては、節水が料金に反映できない

# 1 料金制度等の改革の必要性

## ③ 逦増型料金体系

## ⑧ 累進使用料体系

### 水道料金

基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
8m <sup>3</sup> まで 530円	8m <sup>3</sup> を超え	10m <sup>3</sup> まで 95円
	10m <sup>3</sup> を超え	20m <sup>3</sup> まで 139円
	20m <sup>3</sup> を超え	25m <sup>3</sup> まで 185円
	25m <sup>3</sup> を超え	30m <sup>3</sup> まで 194円
	30m <sup>3</sup> を超え	50m <sup>3</sup> まで 209円
	50m <sup>3</sup> を超え	100m <sup>3</sup> まで 253円
	100m <sup>3</sup> を超え	200m <sup>3</sup> まで 278円
	200m <sup>3</sup> を超え	500m <sup>3</sup> まで 329円
	500m <sup>3</sup> を超え	1,000m <sup>3</sup> まで 343円
	1,000m <sup>3</sup> を超える分	357円

### 下水道使用料

基本額	超過額 (1 m <sup>3</sup> につき)	
8m <sup>3</sup> まで 660円	8m <sup>3</sup> を超え	10m <sup>3</sup> まで 10円
	10m <sup>3</sup> を超え	20m <sup>3</sup> まで 128円
	20m <sup>3</sup> を超え	30m <sup>3</sup> まで 164円
	30m <sup>3</sup> を超え	50m <sup>3</sup> まで 242円
	50m <sup>3</sup> を超え	100m <sup>3</sup> まで 303円
	100m <sup>3</sup> を超え	200m <sup>3</sup> まで 364円
	200m <sup>3</sup> を超え	600m <sup>3</sup> まで 393円
	600m <sup>3</sup> を超え	2,000m <sup>3</sup> まで 422円
	2,000m <sup>3</sup> を超え	5,000m <sup>3</sup> まで 446円
	5,000m <sup>3</sup> を超える分	475円

逦増度・累進度は、大都市の中で1番目から2番目に高い

逦増度及び累進度 = 1 m<sup>3</sup>あたりの最高単価 ÷ 1 m<sup>3</sup>あたりの最低単価 (月10m<sup>3</sup>使用時の1 m<sup>3</sup>あたりの単価)

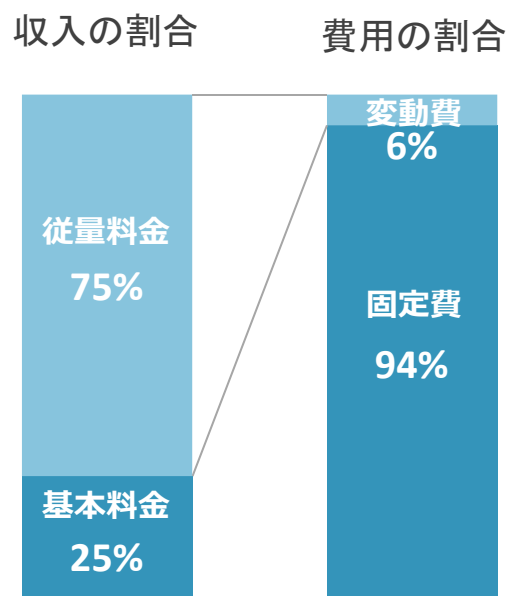
- ・ 大口需要が減少し、今後も水需要の増加が見込めない現状にあっては合理性を欠く
- ・ 逦増度が高いと、単価の高い大口需要が減少した場合、有収水量の減少以上に**料金収入の減少が大きくなる**

# 1 料金制度等の改革の必要性

④二部料金制

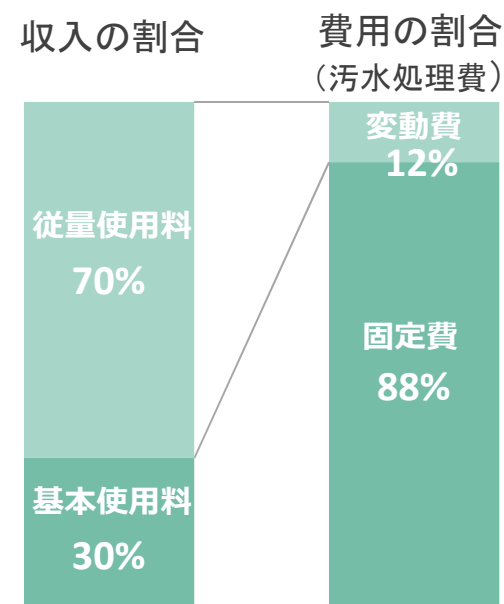
⑨二部使用料制

## 水道料金



変動費には動力費と薬品費、  
受水費のうち使用水量分を配賦

## 下水道使用料

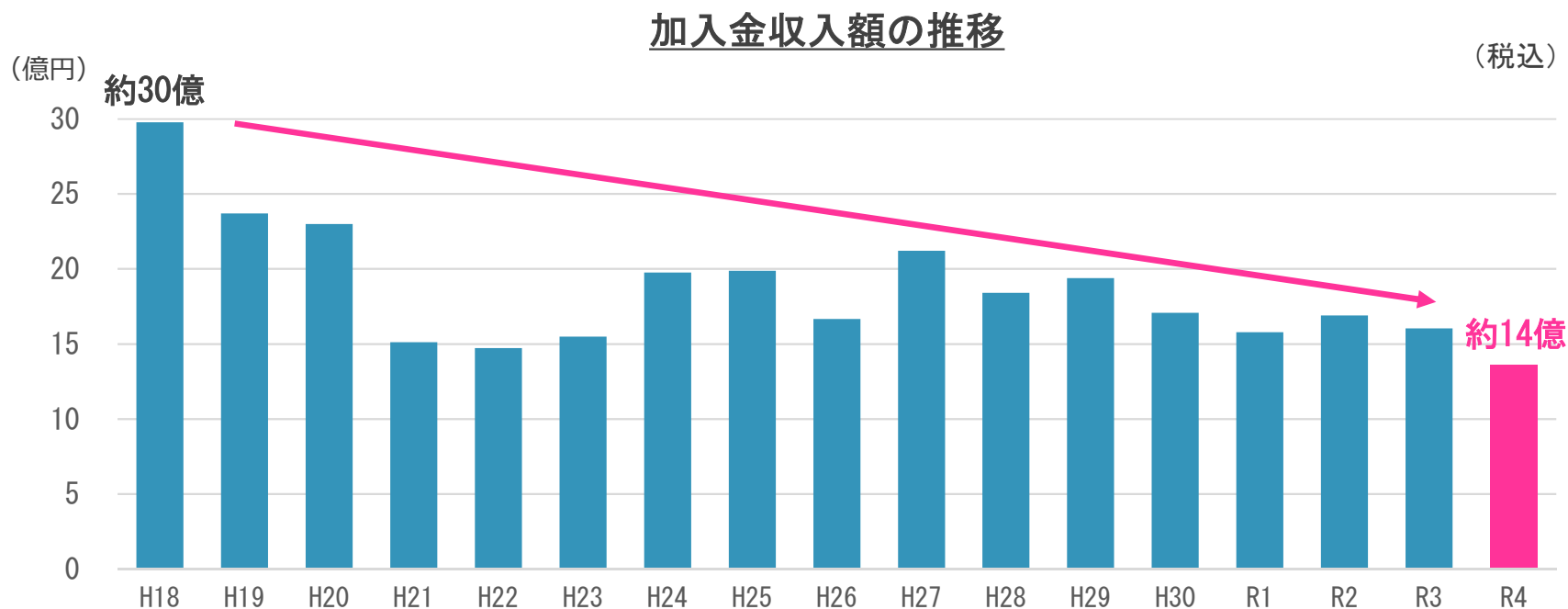


変動費には  
動力費と薬品費を配賦

- 固定費を基本料金（基本使用料）で回収することが理想だが、現状は従量料金（従量使用料）の割合が大きく、**受益者負担**と**安定経営**の観点から課題がある
- 基本料金等の割合を上げる場合、少量使用者である家庭などの負担増加につながる

# 1 料金制度等の改革の必要性

## ⑤水道利用加入金



- 過去の建設投資の経費の一部について、新たな利用者にも負担を求め、世代間の公平性を図ることを目的に徴収しているが、ダムなどの大型施設に係る減価償却が順次終了していくため、あり方の検討が必要
- 減免制度について、マンションや建売住宅を購入した場合などには適用できず、不公平との意見がある



# 1 料金制度等の改革の必要性

現状を踏まえ、制度見直しを検討する必要があります

現 状	
公衆衛生の向上達成	水需要等の減少
<ul style="list-style-type: none"><li>水道・下水道の普及率がほぼ100%に到達</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>大口（※）に依存した料金・使用料体系が不安定化</li><li>加入金等の収入が、今後も安定的に確保できるかは不透明</li></ul> <p>※上水受水（水道から工水への給水）を含む</p>

現在の料金制度等の大枠は  
昭和40年代から変わっていない



制度的疲弊

- これまでも制度の見直し時期を検討していたが、**少量使用者の負担増につながる**ことから、慎重に判断する必要があった
- これまでの考え方では現状と乖離が生じてきたため、将来を見据えて、今後の**事業の持続性**と**負担の公平性**を踏まえた適切な料金制度への見直しが必要

## 2 事業環境の変化

上下水道局では「中期計画」を策定して事業を推進しています



### 中期計画とは

- 本市の上下水道事業が進むべき道を明らかにした「川崎市上下水道ビジョン」の実現に向けた実施計画
- 財源などに裏付けられた実効性の高い具体的な取組内容を取りまとめたもの
- 現在の計画期間は令和4年度から令和7年度



## 2 事業環境の変化

令和3年度末に「中期計画」を策定して以降、**事業環境の変化**が生じています

### 事業環境の変化

#### 物価の高騰

- 令和5年平均の川崎市消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、令和2年を100として104.2
- 令和6年2月の建設資材物価指数（建設総合・東京）（※）は、平成27年を100として135.9（令和3年平均は110.3）
- エネルギー価格は落ち着いてきたものの、電気料金は中期計画策定前より高い水準

#### 労務単価の高騰

- 令和6年3月から適用の「公共工事設計労務単価」は、全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げ

#### 工水の需要の減少

- 工業用水道事業の最新の水需要調査結果を踏まえた施設更新計画と料金制度の見直し案による水道・工業用水道事業への影響

※出典：一般財団法人 建設物価調査会

## 2 事業環境の変化

「財政収支見通し」に影響が生じているため、適切な料金制度への見直しのタイミングに合わせて、将来を見据えた持続可能な料金水準となるよう併せて検討します

(参考) 現中期計画の水道事業の財政収支見通し

(単位 百万円)

区分	年度	→ 計画期間					→ 【参考】試算値
		3年度 (予算)	4年度 (予算)	5年度 (計画)	6年度 (計画)	7年度 (計画)	8~13年度 (試算・平均)
収益的収支	収益的収入	32,253	32,378	32,073	31,975	31,909	31,668
	水道料金	24,513	24,594	24,329	24,236	24,184	23,997
	その他	7,740	7,784	7,744	7,739	7,725	7,671
	収益的支出	31,809	32,016	29,931	29,872	29,978	30,381
	人件費	4,832	4,854	4,881	4,904	4,949	5,018
	受水費	8,013	8,188	8,016	8,009	8,005	7,981
	減価償却費等	7,046	7,235	7,442	7,554	7,678	8,300
	支払利息等	977	875	923	883	858	796
	その他	10,941	10,864	8,669	8,522	8,488	8,286
	当年度純損益(A)	444	362	2,142	2,103	1,931	1,287
資本的収支	資本的収入	5,501	7,154	5,918	6,400	6,401	6,061
	企業債	5,050	6,448	5,446	5,998	5,999	5,706
	負担金ほか	451	706	472	402	402	355
	資本的支出	15,601	19,694	17,113	18,587	18,503	17,212
	建設改良費	12,093	16,121	13,616	14,999	14,998	13,750
	企業債償還金	3,497	3,568	3,477	3,550	3,500	3,457
	その他	11	5	20	38	5	5
	資本的収支差額(B)	▲10,100	▲12,540	▲11,195	▲12,187	▲12,102	▲11,151
当年度発生分補てん財源等(C)	7,395	7,566	7,908	8,232	8,338	8,788	
当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲2,261	▲4,612	▲1,150	▲1,852	▲1,833	▲1,076	
累積資金残額	18,061	13,449	12,299	10,447	8,614	2,159	
企業債残高	70,895	73,775	75,744	78,192	80,691	94,184	

### 現中期計画の見通し

令和13年度まで  
当年度純利益と資金を確保



### 最新の見通し

令和7年度以降  
当年度純利益と資金の確保が**困難**  
(詳細は次ページ以降)

### 3 現在の財政シミュレーション

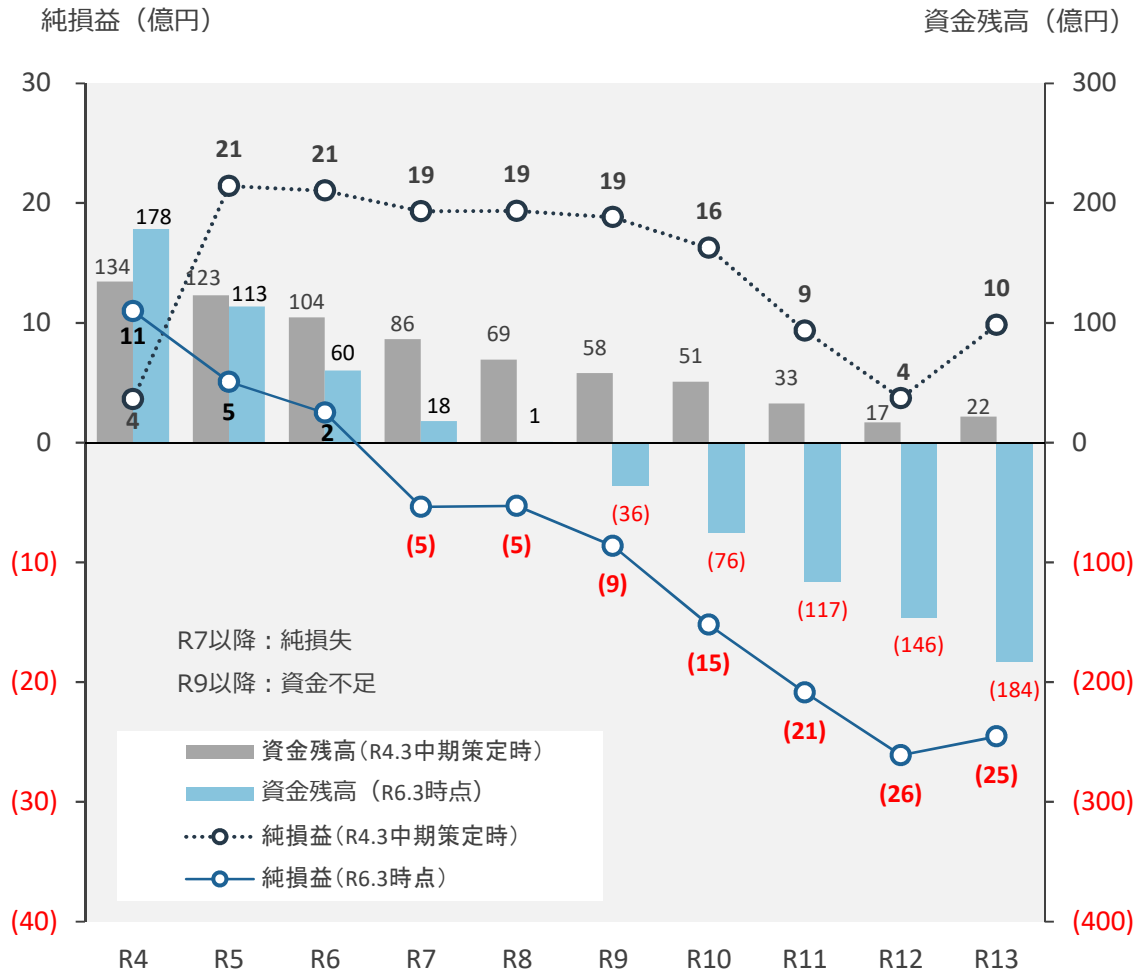
事業環境の変化を踏まえた最新の財政シミュレーションをお示しします

#### 中期計画からの主な変更点

項目	変更点
料金収入等	<ul style="list-style-type: none"><li>工水の料金制度見直しの検討内容を反映</li></ul>
物件費	<ul style="list-style-type: none"><li>物価上昇等の反映</li><li>事業費や実施時期を精査</li><li>上水受水費の見直しの検討状況を反映（工水）</li></ul>
支払利息	<ul style="list-style-type: none"><li>借入利率の見直し</li></ul>
建設改良費	<ul style="list-style-type: none"><li>事業費の年度間調整</li><li>物価上昇等の反映</li><li>管路更新方法の検討状況を反映（工水）</li></ul>

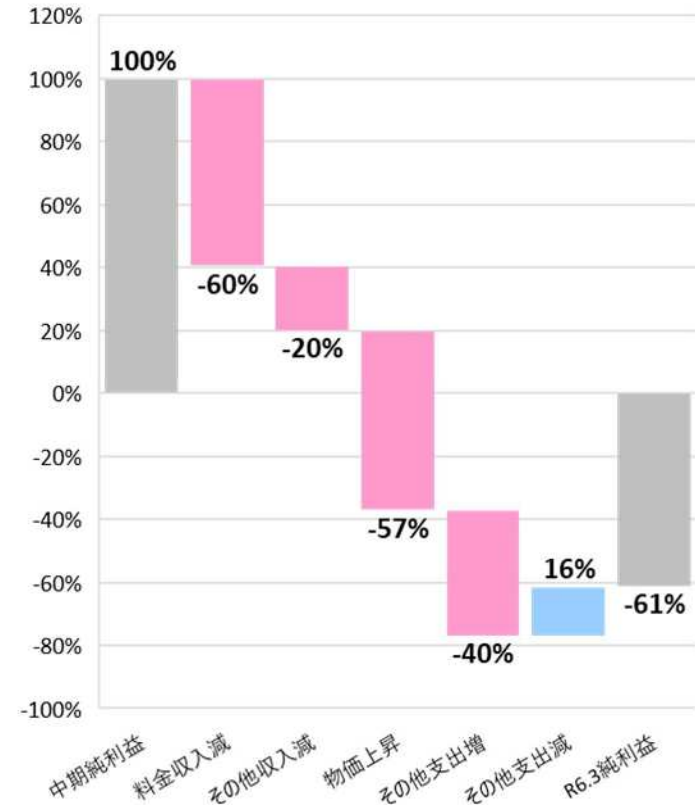
### 3 現在の財政シミュレーション

#### 水道事業会計



※R5は予算編成時点の決算見込額、R6は予算額、R8以降一部費用に年0.8%の物価上昇を見込む

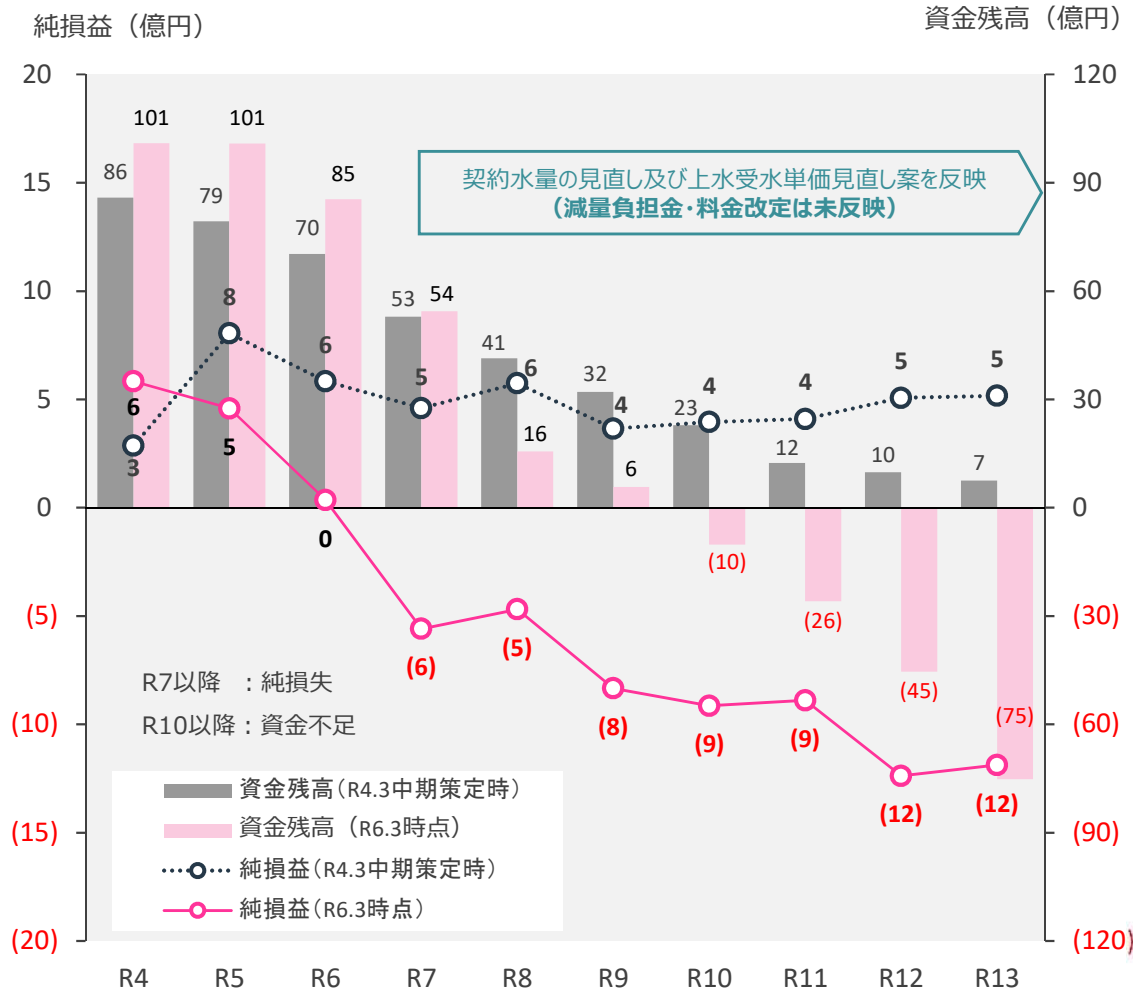
純利益の乖離要因 (水道事業・R4~R13平均)



※グラフは、中期計画上の純利益を100%とした場合に、現在の財政シミュレーション上の純利益がどのような理由で増減したかを示す  
 ※料金収入の減には上水受水単価の見直しに伴う工水への給水収入の減を含む  
 ※物価上昇には動力費の高騰分及び減価償却費の増を含む

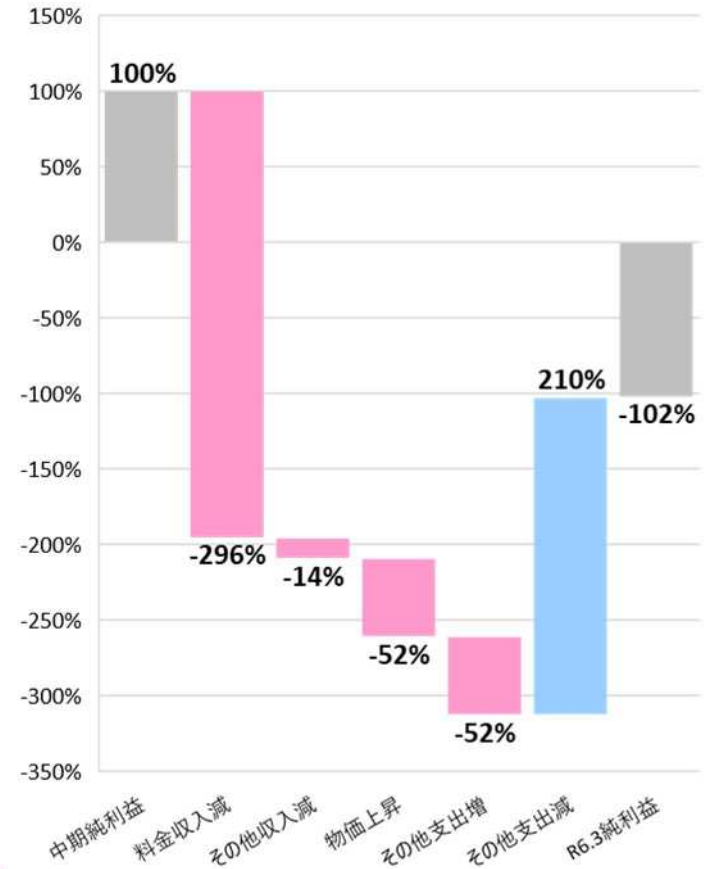
# 3 現在の財政シミュレーション

## 工業用水道事業会計



※R5は予算編成時点の決算見込額、R6は予算額、R8以降一部費用に年0.8%の物価上昇を見込む

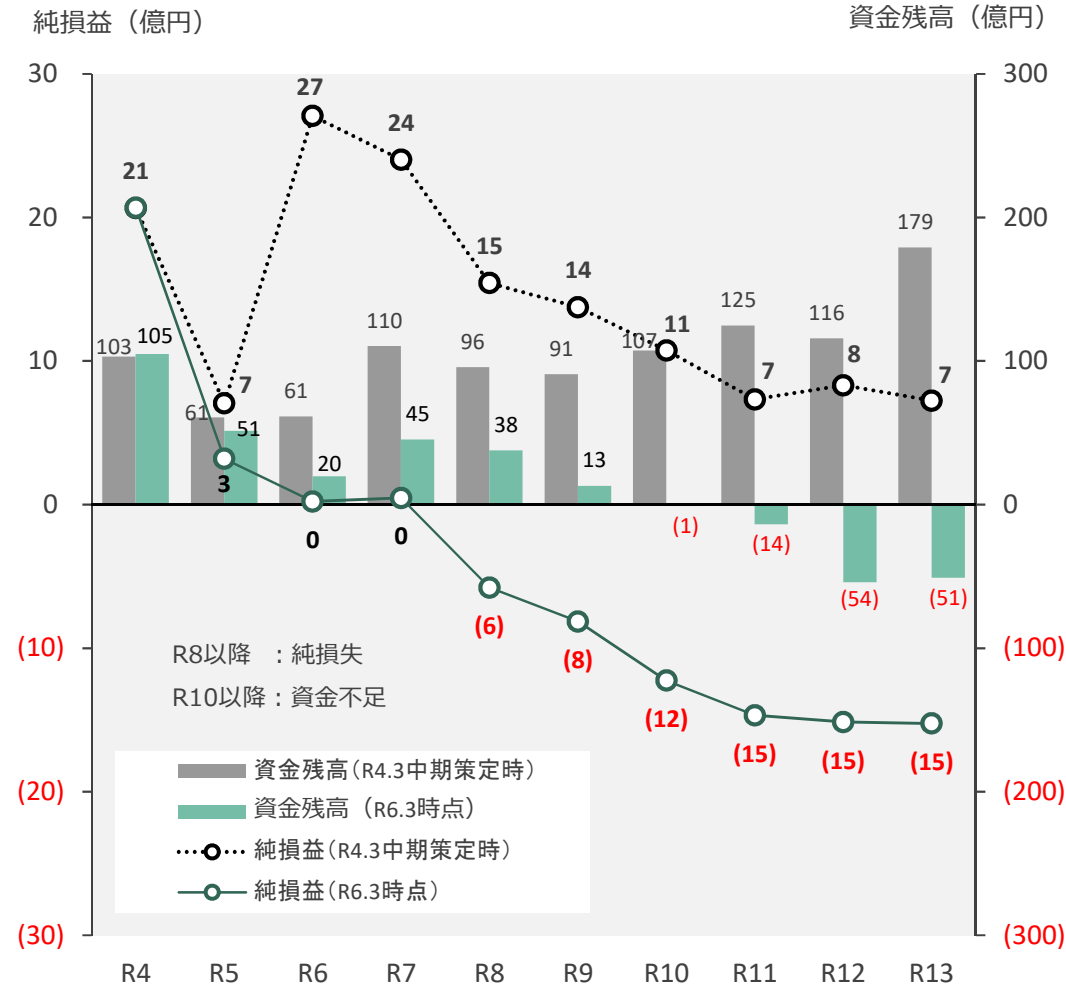
純利益の乖離要因 (工業用水道事業・R4~R13平均)



※グラフは、中期計画上の純利益を100%とした場合に、現在の財政シミュレーション上の純利益がどのような理由で増減したかを示す  
 ※物価上昇には動力費の高騰分及び減価償却費の増を含む  
 ※その他支出減には上水受水単価の見直しによる受水費の減を含む

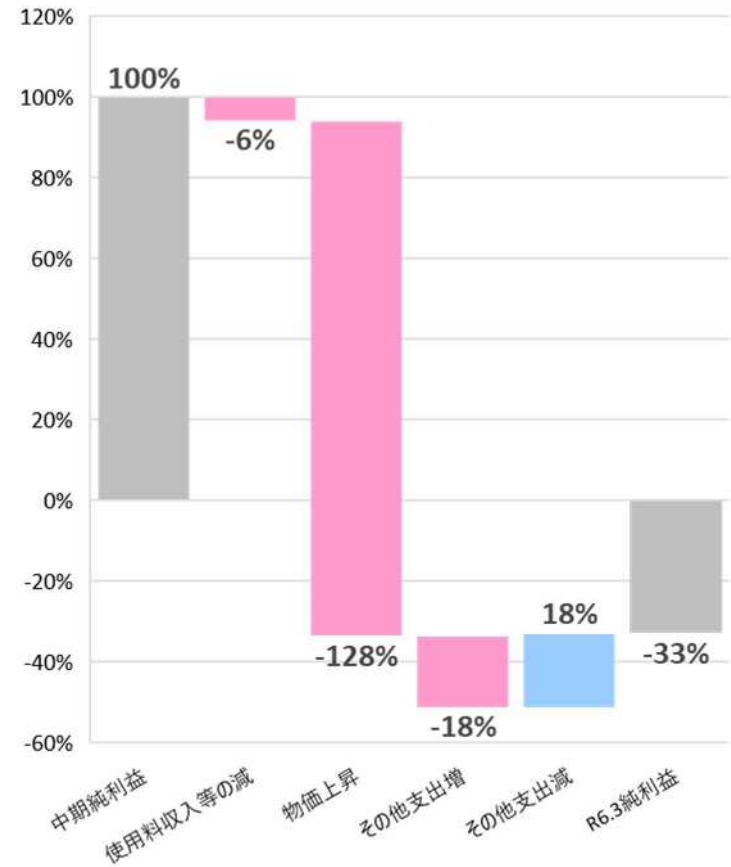
### 3 現在の財政シミュレーション

#### 下水道事業会計



※R5は予算編成時点の決算見込額、R6は予算額、R8以降一部費用に年0.8%の物価上昇を見込む

純利益の乖離要因 (下水道事業・R4~R13平均)



※グラフは、中期計画上の純利益を100%とした場合に、現在の財政シミュレーション上の純利益がどのような理由で増減したかを示す  
 ※物価上昇には動力費の高騰分を含む



## 4 経営審議委員会への諮問

---

料金制度の見直し等の課題解決のためには、専門的かつ客観的な見識が必要です

- 今後の持続的な事業運営及び受益者負担の視点に基づく制度改定と、それに合わせた料金水準の見直しの検討が必要
- 新料金制度への移行に伴う少量使用者の負担増に対する配慮も必要



川崎市上下水道事業経営審議委員会に諮問して検討を進める

## 4 経営審議委員会への諮問

料金制度の見直し等の課題解決に向け、経営審議委員会へ諮問します

### 川崎市上下水道事業経営審議委員会の概要

#### 設置目的

- 本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与する

#### 委員構成

- 学識経験者 7人
- 団体推薦 5人
- 公募 2人



## 4 経営審議委員会への諮問

---

諮問内容は次のとおりです

### 諮問事項

- ① 本市にふさわしい水道料金制度等のあり方について
- ② 本市にふさわしい下水道使用料制度等のあり方について

### 諮問の趣旨

- 本市は産業都市であり、これまで企業等の大口需要者にも支えられながら水道・下水道の普及を進めてきましたが、既に開発・拡張の時代から、維持管理・更新の時代へと変化しています。
- 脱炭素社会の実現などに向け、本市の産業構造が変化を遂げようとしている現在、安定した事業運営に向けて、事業の持続性と負担の公平性を踏まえた本市にふさわしい水道料金・下水道使用料制度等のあり方について、意見を求めます。

## 5 今後のスケジュール

諮問・答申に関する想定スケジュールは次のとおりです

### 諮問スケジュール（想定）

	R6		R7
環境委員会	報告（諮問の実施） ●	報告（中間取りまとめ） ●	報告（答申概要） ●
経営審議会 委員会	諮問 ●	中間取りまとめ ●	答申 →

※答申後、制度案の検討（半年程度を想定）を進めた上で、必要に応じて制度改正等を行います